

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤正久君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に三木亨君を指名いたします。

○委員長(佐藤正久君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官澁谷和久君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤正久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤正久君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。早速質問に入らせていただきます。まず初めに、外務大臣に今回の米園オバマ大統領の広島訪問についてお伺いをしたいと思います。

戦後、現職のアメリカの大統領が被爆地を訪問される、初めてのことであります。本当にまさに歴史的な訪問だと受け止めております。この報道に接しましたときに、今回、改めて被爆地広島、長崎の原爆犠牲者のことを、その痛みを思い起こしたところでありました。また、今回の訪問が核兵器廃絶に向けた大きな一歩となることを心から期待するものであります。また同時に、私は、この今回の訪問、日米の両国民が受け入れていることに感慨を覚えます。日米の関係が深くなっている、深化していることを実感いたします。

このような現職の米園大統領の広島訪問実現の中には、四月にG7外相会合が広島で開催されたことも大きな一つのステップになったというふうに思います。そういった意味で、岸田大臣の御尽力に心から敬意を表したいと思っております。

岸田大臣、このオバマ大統領の広島訪問、どの

ようにその意義をお感じになつていらつしやいますでしょうか、お聞かせいただきたいと存じます。

○国務大臣(岸田文雄君) 私は常々、世界の政治指導者が被爆地を訪問して被爆の実相に触れるという事は、核兵器のない世界をつくらうという国際的な機運を盛り上げる上で重要であるということ内外に向けて言い続けてきました。

今日まで、ケネディ米園大使を始め多くの米園の高官も平和記念式典に出席をする、こういったこともありましたし、また、御指摘の四月のG7外相会合にケリー米園國務長官を始めG7の外相が平和記念公園を訪問する、こうしたことも今回のオバマ大統領広島訪問決定につながつたと考えています。

このオバマ大統領の広島訪問は、犠牲者を慰霊し、そして核兵器のない世界に向けての国際的な機運を盛り上げる貴重な機会になると思ひますが、あわせて、日米関係というのを考えますときに、この日米が揺るぎない同盟関係を築いてきたことを示す一つの象徴ともなつて考えています。是非未来に向けて、日本とアメリカ、非核兵器国と核兵器国、共に協力することによって核兵器のない世界に向けての大きな流れをつくつていく、こういった機会にしたいと考えています。

○堀井巖君 本当に良い訪問になることを心から期待をいたしております。

次に、日中関係についてお伺いをいたしたいと思ひます。
岸田大臣は、四月の二十九日から中国を訪問されました。日中関係、二千年以上にわたる長い交流の歴史がございます。皆様御案内のとおりでございます。私の地元奈良、住んでおりますと、日々文化遺産を目にしながらそのことを感じるわけでありました。今経済的にも世界第三位と第二位の関係であります。これはアジア地域のみならず、この二つの国の関係というのは世界全体の平和と繁栄にとつても極めて重要な関係なんだろうと思ひます。

一方で、中国においては急速かつ不透明な軍事費の増加が見られます。東シナ海、南シナ海においては力による一方的な現状変更の試みも見られ、この点、大変大きな懸念を有しております。また、日中両国において、相手国に親しみを感ぜない国民の割合が増えているというのにも憂慮すべき事項だと思つております。

こういった中ではありますけれども、この日中外交相会合を行われまして、岸田大臣の方は訪中前から、歯車を回していくんだというふうな御発言もしておられるというふうな伺つておりますが、今回の中国訪問の成果、そして今後、対中外交をどのように進めていかれるのか、お伺いしたいと存じます。

○国務大臣(岸田文雄君) 日中関係ですが、一昨年の北京APECの際の日中首脳会談以降、関係は改善傾向にはあると思つていますが、いまだその動きは脆弱であり多くの課題があると考えています。そういったことから、私も年初から、私自身、この関係改善の流れを一層強いのにするために中国を訪問したい、こういったことを申し上げてきました。結果、今回、日本の外務大臣として約四年半ぶりの中国二国間訪問が実現をいたしました。

その際に私の方から、私の考える新しい時代における日中関係ということについて説明をさせていただき、そして結果として、日中関係の重要性を改めて確認するとともに、更なる日中関係改善のために双方が努力していく、こういったことで一致をすることができました。また、意思疎通を進め、ハイレベルの交流を組み立てていく、こういったことでも一致をいたしました。

このように今回の訪問、日中関係の歯車を回す端緒にはなつたと思つております。是非今後しっかりとフォローアップしていきたいと思ひますし、今年には我が国が日中韓の外相会合として日中韓のサミットを開催します。中国は九月にG20サミットを開催いたします。また、日中ハイレベル経済対話の日本開催、これも予定されております。

こうした様々な機会を捉えて対話と協力を積み重ね、日中関係の更なる改善に取り組みしていきたいと考えます。

○堀井巖君 ありがとうございます。今後の御尽力、一層の御尽力を心から期待しております。私も二月に参議院の超党派での訪問団の末席で皆さんとともに全人代との交流に参加をさせていただきました。やはり、国と国との関係ですから様々な課題があることは、これはもう当然のことです。そんな中で、きちんと話合ひの場を持つ、苦しくてもしっかりと話合ひをする、そして一致点は一致点として見付けていく、忌憚のないことはしっかりと忌憚なく、課題については互いにしっかりと寄り添っていくことがやはり大事ななんだろうというふうに思つておりました。引き続きの御努力を期待をいたしております。

次に、岸田大臣は、今回のゴールデンウィーク、中国に併せて東南アジアも訪問されたというふうな伺つております。タイ、ミャンマー、ラオス、ベトナム、訪問されたと伺つておりますが、このASEAN訪問の成果なり今後のASEAN外交の進め方についてお聞かせいただければと存じます。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のように、今回、東南アジア各国を訪問させていただきました。まず、今回の東南アジア訪問によつて、私自身、ASEAN十か国全てを訪問するということになりました。一つの節目であるとも思ひましたし、また、私自身、実際の行動を通じてASEAN重視という姿勢を示すことができたと思つております。

そして、今回の訪問の最大の目的は、訪問した国の中で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、この三か国においては新政権が発足しました。新しい政権との友好協力関係を再確認する、これが最大の目的であり、その点は大変有意義な訪問であったと思ひます。

あわせて、訪問した各国、メコン地域に存在す

に部隊を展開をいたしましたして、関係省庁、また地方公共団体と連携をいたしまして、情報収集、捜索救助活動、消防・水防活動、応急医療、救護、緊急搬送、生活支援等の災害救援活動に取り組むことにいたしました。

また、平素から地方公共団体との連携を図るという事で、こういった防災訓練にも積極的に参加、連携することによりまして、地方公共団体との連携強化についても、連携を図って、強化を図っていくということが重要と考えております。

奈良県が主催をいたします防災総合訓練が実施をされておりますが、この訓練には防衛省・自衛隊からも陸上自衛隊の第四施設団、第三飛行隊、大阪、これが参加しているところであります。事情が許せば私も是非現地を訪れまして、自衛隊と奈良県の方々が防災訓練で連携する現場を視察してみたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。終わります。

○小野次郎君 民進党の小野次郎です。

外務大臣、大臣に直接は後で質問させていただきますけれども、今回のオリンピックの東京招致をめぐる疑惑というんでしょうね、疑惑については、非常に私も、多分多くの国民も心を暗くしている出来事だと思えます。

というのは、みそを付けるという表現がありますけど、みそを付け放しですよね、このオリンピック。最初にエンブレムがあんなことになり、スタジアムがあんなことになり、聖火台がないという話になって、それで、招致したことについてまでこうやって国際的なレベルで疑惑を提示されるというのは非常に心が暗くなります。

私が、東京オリンピック、前の東京オリンピックのとき、自分は記憶が何かあるかなと思ひ返してみたら、私は地方で育ったんですけど、前年、一九六三年に東京へ出てきたときの記憶がありまして、上を見上げると、やたら何か、高速度道路ですかね、工事をコンコンコンに至る所をやっていました。それで、下を歩こうと思うと、

田舎から出てきたものですか、気になったのは、工事で東京じゅう至る所鉄板が敷き詰められて、東京の歩道というのは鉄板で造っているのかなと思うぐらい工事していました。そんな記憶があつて、ただそれは、当時子供で、いわゆる高度成長に入る時期ですから、悪い印象じゃなくて、何か日本が建設ムードだったなという印象があつて、それを自分の住んでいる、仙台だったんですが、仙台へ帰って、すこし東京はと言った記憶があるんですけども。

五十年たつて国民のオリンピックに向けての意識は大分変わったと思うんですけど、今はやっぱり、日本で開催できるのはいいことだと思つた。ただ、そこはアマチュア中心のスポーツマンシップというのを、美しいプレーを見たいという気持ちと、できればその中で日本の選手に頑張ってもらいたいというぐらいのことであつて、何かそれを、オリンピック招致をネタにして、何であれ、とにかく招致して、そこが一つの、何かさっきのとんかちというんですか、公共事業のネタになるだろうみたいな、そんなことで期待している方というのは昔と違って今度余りないんじゃないかと思つておられます。

その意味では、やっぱりクリーンな企画、運営であることというのが何よりも大前提であつて、昨日ちよつと、今日こういう質問をしようと思つたということを普通の友達にしたら、もう何か返上したらいいんじゃないかというぐらい言う人もいます。それぐらい重要な問題だと私は思つております。

まず、法務省にお伺いします。林刑事局長、お越しいただいてありがとうございます。法務省には一般論で聞かないと絶対に答えられないというのはいくらも、極めて一般論で伺いますけれども、そもそも我々がこの疑惑についてあつた驚かされたのは、フランスの司法省の検事局が公式のコミニケというのを発表して、そこにこういう疑惑があるつてこう書いて

あつて、予審を開始するとうふう書いてあつて、そこに罪名が書いてあると。ところが、一体この事件つて何の事件、疑惑つて言つたらいいか僕も悩んだんですね。

というのは、このコミニケには贈収賄といふのから書いてあるんですけど、私は贈収賄というのは普通、公務員のものをついてるんだと思つて、民間人の贈収賄罪というのは我が国の刑事法令にもあるんでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 贈収賄罪につきまして、我が国の法律で、まず刑法において贈収賄罪と罰則を規定しております。これは、公務員がその職務に關し賄賂を受受、要求若しくは約束した場合には成立するということでございますが、それでは他方で、公務員でない民間人が贈収賄の主体となる犯罪があるかどうかということでございますが、刑法にはございませぬが、例えば会社法におきまして、取締役等がその職務に關し不正の請託を受けて財産上の利益を受受、要求若しくは約束した場合には収賄罪が成立するものと規定されている例がございます。

○小野次郎君 ありがとうございます。

本日に法律的知識が、局長に伺わないとあれなんですけど、その会社法にあるというのは、会社法、会社というのの一つの、あれは、ちよつと私知識が、自信ない、社団の一種なんですかね、株式会社というの。その株式会社じゃない法人にもそういうものつて、その民間人の贈収賄罪つて日本でもあるんでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 会社法で規定されている主体としての会社についてのこの取締役についての規定が掛かってくるわけでございます。その他各種法律も見ますと、特別法の中では、例えば破産法などでは破産管財人についてもやはり取締罪が規定されております。その他の幾つかの法令におきましても、特殊法人については、それが列挙された上で、その取締役等については取締罪が適用されると。このような形で、個別の法律の範囲内でそのような規定が見られるところ

でございます。

○小野次郎君 ありがとうございます。

ちよつと、日本語にそういう意味で訳すときに、この文書提供の紙では贈収賄と訳してしまつて、ちよつと訳が難しい部分があるんだなというのを今聞いていて思ひました。

いづれにしても、コラプションというんですかね、腐敗しているというが、買収されちゃつたというふうなことを言つていられるんだと思ひますので、その辺は余りぎりぎり詰めて、まずその話の中身の方にだんだん入つていこうと思ひます。

もう一つ、刑事局長にお尋ねします。

このコミニケにも出ていますが、資金洗浄、私も昔、これ少し担当したことがあるんですけども、組織犯罪処罰法の中の犯罪収益等隠匿罪というのがありますが、これ昨日、私も構成要件読みましたけど、読んでも読んだだけではなかなか理解しづらいので、どんな態様のことがこの隠匿罪になるのか、分かりやすい言葉で御説明いただきたいと思つております。

○政府参考人(林眞琴君) この犯罪収益等隠匿罪でございますが、組織的犯罪処罰法の第十条の第一項に規定がございます。この犯罪収益等の取得若しくは処分について、事実を偽装して、又は犯罪収益等を隠匿した者、これについては五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する、又はこれを併科すると、こういうふうな規定がございます。

例えば一例で、じゃ、この犯罪収益とは何かというところでいきますと、これにつきましては、組織的犯罪処罰法の別表に掲げられた罪の犯罪行為により生じたり、若しくはその当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産、これらが犯罪収益に該当するわけでございます。

そして、隠匿行為とされるものの例えば犯罪収益等の取得について事実を偽装する行為、こういった例をいたしましては、実際には犯罪収益で

るであります。